

平成 2 4 年 第 9 回

おおい町農業委員会議事録  
(縦覧用)

おおい町農業委員会  
(平成 2 4 年 1 2 月 1 7 日)

召集年月日 平成24年12月17日(月)

召集の場所 おおい町役場 2階 正庁ホール

開会 平成24年12月17日 午後2時03分

閉会 平成24年12月17日 午後2時55分

#### 出席委員

1番	堀口 巧	2番	岡 久雄	3番	木村秀樹
4番	池田寛治	5番	小原好一	7番	藤原健治
8番	中谷洋子	9番	西 忠彦 (職務代理)		
10番	藤田照彦	11番	青井壽男	12番	上團英廣
14番	浜上雄一	15番	民安記一 (会長)		
16番	中塚好美	17番	田中照彬	18番	松宮利廣
19番	田中 廣	20番	徳庄よし子	21番	寺本清二

#### 欠席委員 (2名)

6番	今川直樹	13番	中野岩二郎
----	------	-----	-------

#### 出席事務局

事務局長	反田志郎	事務局次長	奥 治房
書記	竹浦千鶴	書記	藤原昭洋

#### 提出議案

議案第23号	農地法第3条第1項の規定による農地の所有権移 転 許可申請審議について
議案第24号	農地法第4条第1項の規定による農地の転用許可 申請審議について
議案第25号	農地法第5条第1項の規定による農地の使用貸借 権設定許可申請審議について
議案第26号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に よる農地利用集積計画審議について
報告第 4号	農地の転用事実に関する照会書について

事務局長 皆さんご苦労様です。  
ただ今から、平成24年 第9回おおい町農業委員会を開催いたします。  
本日の日程についてご案内をさせていただきます前に6番今川委員さん、13番中野委員さんから欠席の連絡を受けておりますのでご報告いたします。  
本日の議案は、あらかじめ届けさせていただいております4議案でございますのでよろしくお願いいたします。  
開会にあたりまして、会長から、開会のあいさつをいただきたいと存じます。  
会長、よろしくお願いいたします。

会 長 本日は、平成24年 第9回おおい町農業委員会を招集させて頂きましたところ、皆様方には何かとお忙しい中、ご出席頂きまして誠にありがとうございます。  
早いもので農業委員となりましてから3年が過ぎ、今回が最後の委員会となりました。任期もこの12月19日までとなっております。任期残すところ僅かではありますが、最後の審議に入りたいと存じます。  
本日上程の4議案、慎重審議いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

[開 会]

議 長 それではただ今から議事に入ります。  
本日の出席委員は、19名でございます。よって会議規則第6条の規定により会議が成立いたしますので、  
お手元の会議日程に基づいて会議を進めさせていただきます。

[日程 1]

議 長 日程1 会議録署名委員の指名についてであります、恒例により、わたしのほうから指名させていただいてよろしいでしょうか。

(異議なし)

議 長 それでは、5番 小原委員さんと 7番 藤原委員さんを指名いたします。

[日程 2]

議 長 日程2 議案第23号 農地法第3条第1項の規定に

よる農地の所有権移転許可申請審議について、を議題とします。その内容について事務局が説明致します。

局長 議案第23号は、おおい町〇〇の〇〇〇〇〇〇さん所有の土地を、同地区の〇〇〇〇さんが贈与により取得するものであります。  
詳細については、書記の竹浦に説明させます。

書記 (事務局書記、議案第23号資料説明)  
農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしているものと考えます。

議長 ただ今、事務局から説明がありましたが、当案件につきまして、農地委員さんに現地確認をして頂いておりますので、農地委員さんからご報告願います。

堀口委員 本案の現地につきましては、12日の午後1時30分から中塚委員と私と事務局2名同行のもと、現地を確認してまいりました。  
申請地は、譲り受け人 〇〇さんの自宅からすぐ目の前に位置し、通作にも便利であることから、今回、申請地を取得し、農業を営まれるにはなんら問題が生じるものではないと判断いたします。

議長 事務局からの説明と、ただ今、農地委員さんからご報告がございましたが、何かご意見、ご質疑ございませんか。

(質問なし)

議長 ご意見、ご質疑がないようですが、ご異議はございませんか。

(異議なし)

議長 ご異議がないようでございますので、議案第23号農地法第3条第1項の規定による農地の所有権移転許可申請審議については、原案どおり許可するものと決定します。

[日程 3]

議長 日程3議案第24号と日程4議案第25号は関連がありますので一括して議題とします。

それでは、議案第24号農地法第4条第1項の規定による農地の転用許可申請審議についてと議案第25号農地法第5条第1項の規定による農地の使用貸借権設定許可申請審議についてを議題といたします。

それでは、議案の内容について事務局に説明させます。

局長 議案第24号は、おおい町○○○○○の○○○○○さんが、息子家族の離れを建設するため農地を転用するものであります。

議案第25号は、議案第24号と関連し、おおい町○○○○○の○○○○○氏所有の農地を転用し、息子である○○氏の住宅を建築するため、使用貸借権の設定許可を申請するものであります。詳細については、書記の竹浦に説明させます。

書記 (事務局、議案第24号資料説明)

本議案につきましては、○○○○○○○○○○の畑○○○㎡の内○○○㎡を住宅用地 離れとして転用した後、○○○○○の残地であります○○○㎡の農地と隣接する○○○○番地の農地、そして息子の○○氏名義の○○番地の宅地にまたがり新たに住宅を建築するため転用するものであります。

申請地は、いずれも住宅が連たんする集落内にありますので、第3種農地の要件を満たしており、許可できるものと判断されます。

議長 ただ今、事務局から説明がありました。この案件につきまして、農地委員さんに現地確認をして頂いておりますので、農地委員さんからご報告願います。

堀口委員 本案の現地につきまして、12日の午後、中塚委員と私と事務局2名同行のもと、現地を確認してまいりました。

本件は、おおい町○○○○○地区の住宅地の中にあり、現地は既に息子○○氏の住宅が建設されておりました。その経緯は、○○○○時代、公共工事が行われた際、残土処分地として工事業者から執拗に請われ、畑をかき上げるつもりで残土を今回の申請地に置いたところ、岩石が多く、畑として利用できなくなったということでした。

また、○○○氏の母屋は明治時代に建築されており、子供の成長に伴い、家族それぞれの居住スペースを確保することが出来なかったことから昭和54年に離れを、



のと決定します。

[日程  
議 長

5] 日程5 議案第26号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画審議についてを議題とします。この案件は、おおい町長から同意を求められたものであります。

議事に先立ちまして、おおい町農業委員会会議規則第10条（議事参与の制限）の規定により、○番○○委員、○番○○委員及び○番○○委員におかれましては、一時、席を外していただきますようお願いいたします。

（3委員退室）

それでは、議案の内容について事務局から説明致します。なお、この際、筆数が大量でありますので、貸し手、借り手をまとめて説明させていただき、その一部を割愛させていただくことにご了解いただけますか。

（異議なし）

それでは、議案について事務局から説明します。

局 長

議案第26号は、農業経営基盤強化促進法第18条に基づく利用権を設定するものであり、おおい町農業委員会に同意を求めるものであります。詳細については、書記の藤原に説明させます。

事務局

議案第22号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画審議について説明させていただきます。

平成27年末までの3年間を終期に設定された筆が34筆で71,563㎡になります。

平成30年末までの6年間を終期に設定された筆が100筆で87,057㎡になります。

平成31年末までの7年間を終期に設定された筆が3筆で6,634㎡になります。

平成34年末までの10年間を終期に設定された筆が9筆で16,029㎡になります。

以上につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議長 　ただ今、事務局から説明がありましたが、この案件につきまして、農地委員さんに現地確認をして頂いておりますので、農地委員さんからご報告願います。

堀口委員 　本案の現地につきましても、12日午後から中塚委員と私と事務局で現地を確認してまいりました。

農用地利用集積計画は、再設定119筆、新規設定27筆で、時間の都合上、新規設定個所を中心に確認してまいりました。

確認しました現地は、区画整理された整形かつ3反から5反規模以上の優良農地が多く、これら農地を集約されることで、健全な農業経営に資することが期待されます。

なお、これ以外は全て農地として利用されている状態であり、良好な状態でありましたことをここに報告いたします。

議長 　ただいまの事務局からの説明と農地委員さんからご報告がございましたが、何かご意見、ご質問ございませんか。

(質問なし)

議長 　ご意見、ご質問がないようですが、何かご異議はございませんか。

(異議なし)

議長 　ご異議がないようでございますので、議案第26号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画審議については、同意することといたします。これにて、議案第号の審議が終了しましたので、〇〇委員、〇〇委員及び〇〇委員さんの入室の準備をお願いします。

(3委員入室)

[日程 6]

議長 　報告第4号 農地の転用事実に関する照会書について 事務局から説明致します。

事務局 　(報告案件資料説明)

福井地方法務局小浜支局の〇〇登記官から「登記簿上の地目が農地である土地について農地以外の地目へ



の地目の変更の登記申請があった場合の取り扱いについて」(昭和56年8月28日付法務省民事局長通達)に基づき農業委員会に照会があり、農業委員会が2週間以内に回答を求められたものであります。

議長 　ただ今、事務局から説明がありましたが、この案件につきましては、私も含め3名が現地確認をしてまいりましたが、農地委員長から現地確認についてご報告願います。

中塚委員 　本案につきましては、去る、11月26日に民安会長、西代理同席のもと、事務局2名で現地を確認してまいりました。

〇〇〇〇〇の〇〇〇〇さんから申し出のありました畑につきましては、現地はすでに住宅の底地に位置し、復元したとしても、用地幅は極めて狭く、農業経営は不可能であると認識いたしましたので、宅地への地目の変更はやむを得ないものと判断いたしました。

会長 　今回は、法務局から照会があり、14日以内の回答であることから、回答はしました。

本来なら、今回のような法務局からの照会に対し、農業委員会立ち上げのときにどのように対処すべきかを諮り、決定しておくべきでしたが、大変まれなケースで、事務局も想定していなかったことから、今回の対応に至った次第であります。

皆様のご了解をいただきたいと存じます。

議長 　事務局からの説明と、ただ今、農地委員長さんからご報告がございましたが、何かご意見、ご質問ございませんか。

松宮委員 　この案件については、最終的にやむを得ない事情であると認識しますが、これを認めてしまうと、これが、日常的にできるのであるとの認識に至ると困る。本来なら、手続きを踏んだ対応をすべきである。

農業委員会に届け出ることなく、処理ができるように思われることのないように、日常のパトロールに努め、農業委員として指導に努めるべきである。

議長 　ご意見頂戴する。

今後は、対応について農業委員の同意形成し、厳格な対応に努めていただきたい。

議 長 ご意見、ご質問がないようですが、何かご異議はございませんか。

(異議なし)

議 長 それでは、これをもちまして上程いたしました全ての日程を終了いたします。

議 長 それではこれで、平成24年第9回の委員会を終了いたします。慎重審議ありがとうございました。